

阿賀野市条例第 4 1 号

阿賀野市集落排水処理施設条例を廃止する条例

阿賀野市集落排水処理施設条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 8 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の阿賀野市集落排水処理施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、阿賀野市下水道条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 1 7 5 号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。